

令和3年 第9回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和3年9月15日（水）午後2時30分 浜北区役所 3階 大会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 平尾温己 中村金夫 横井典行
足立侑律 祇田博子 根木常次 岡本純 山中秀三 杉山誠
後藤剛 中安千秋 森島倫生 鈴木英雄 水嶌久司 井上保典
伊藤安子 小柳守弘 鈴木要
欠席： 加茂龍雄 江間栄作 内山進吾

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 木下穰 石川宗明 斎藤和也 縣弘之 奥山英洋 河村幸一郎 秋山尚司
吉山和志 富永幹人 加茂真也

4. 審議事項

第64号議案 農地法第3条の規定による許可について
第65号議案 農地法第4条の規定による許可について
第66号議案 事業計画変更承認申請について
第67号議案 農地法第5条の規定による許可について
第68号議案 非農地証明について
第69号議案 農用地利用集積計画の決定について

5. 報告事項

報第65号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第66号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報第67号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報第68号 買受適格証明願について（5条届出競売）
報第69号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第70号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
報第71号 農地の地目変更登記に係る報告について
報第72号 農業用施設証明について

6. その他

議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは定刻になりましたので、只今から、令和3年第9回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、議席番号5番加茂龍雄委員、6番江間栄作委員、12番内山進吾委員が欠席と聞いておりますので、24名のところ21名です。過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

なお、会議中は、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。また、換気を行っておりますので、若干暑いかもしれませんご容赦いただきたく思います。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 こんにちは。会議前に局長から事務局職員の新型コロナウイルス感染についての説明がありましたので、私からは割愛させていただきたいと思います。第1報があつた時から事務局と密に連絡を取りながら対応について協議していたことはご報告申し上げます。

さて、今月の挨拶ですが、一時転用についてお話したいと思います。1点注意していることがありますて、砂利採取後の農地復元について、せっかく農地復元しても耕作放棄地になってしまうことがあります。調査会に砂利採取業者が来た時に、農地復元後の耕作について、土地所有者と話ができるのであれば、担い手に頼んでしっかりと耕作をしていただくというのも1つの方法ではないかと思い調査会で事業者に頼んでおります。初めの頃は事業者には話をあまり聞いてもらえませんでしたが、最近では事業者の方から担い手との交渉をしている旨の報告を受けるようになってきました。砂利採取の場合には、事業者が土地所有者や耕作者の意見を聞いて耕作し易い農地復元をしてくれると思います。是非皆さんにも事業者が農地復元に協力していただけるような状況を作りたいです。土地所有者が耕作できない場合は、担い手の皆さんに貸せる状況を作ることも重要だと常々思っております。本日も一時転用の案件がありますので、そのようなことも頭に入れておいていただけると良いかと思います。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

それでは只今から、令和3年第9回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございました。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号8番横井典行の委員、議席番号9番の足立侑律委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第64号議案農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案1ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

秋 山 　 今月の申請案件は、地区長上、整理番号 142 番外 19 件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 10 件、贈与に係る案件が 1 件、貸借に係る案件が 3 件、区分地上権に係る案件が 6 件でございます。それでは、整理番号に丸を付した案件について、説明いたします。

議案 3 ページ、地区三ヶ日整理番号 154 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、北区三ヶ日町本坂の [REDACTED]、71 歳でございます。この度、営農地に近い申請地を売買により取得し、規模拡大を図りたく申請に至ったものでございます。申請地は北区三ヶ日町本坂の畠、4 筆で、取得後はみかんを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 3 ページ、地区浜名、整理番号 155 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、浜北区小松の [REDACTED]、80 歳でございます。この度、自作地に近い申請地を売買により取得し、規模拡大を図りたく申請に至ったものでございます。申請地は浜北区平口の畠、7 筆で、取得後は茶を耕作していく計画でございます。説明は以上でございます。

議 長 　 それでは、事務局の説明に續いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。初めに、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡 瀬 　 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 　 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平 尾 　 積志地区調査会ですが、特に問題ありませんでした。

議 長 　 続いて、湖東地区調査会の江間委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会では特に問題ございませんでしたと報告を受けております。

続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横 井 　 篠原・舞阪調査会です。協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 　 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 　 新津・可美地区調査会で審議した結果、問題はありませんでした。

議 長 　 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 　 三ヶ日地区調査会で協議した結果、問題ございませんでした。

議 長 　 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中 安 　 浜名・北浜調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 　 最後に、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 　 中瀬・赤佐・龜玉地区調査会で協議いたしました。問題ありません。

議 長 　 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(森島委員 挙手)

議 長 　 はい、森島委員。

森 島 　 整理番号 146 番、147 番の [REDACTED] の案件です。売買の所有権移転に

森 島 なりますが、外国人のようですが法律上どのようになっているのか教えてください。
議 長 事務局お願いします。

縣 農地法 3 条の申請になりますが、外国人であっても条件を満たせば許可されます。具体的には、全部耕作、従事日数、下限面積を満たしていて、永住者であれば外国人でも農地を取得することは可能です。なお、浜松市の基準についても永住者であることを条件にしておりまして、永住者の確認は永住証明等により確認しております。 [REDACTED]
[REDACTED] は主に南区で玉葱を耕作しておりますが、今回東区及び西区の農地を取得する申請となっております。

森 島 永住証明があれば日本人と同じ取り扱いで農地の所有ができるということですね。

縣 永住者であり農地の近隣に居住しているのであれば、農地の耕作管理が可能という判断ができますので所有権移転も可能となります。

森 島 農地を所有することに関して国内の法人でも難しい状況です。そういう状況がありながら、永住権のある外国人であれば日本国内の農地を所有することができるということは少し心配になります。浜松の農業委員会だけの問題ではないかもしれませんが、従来どのような経緯で制度が始まって現在問題が発生していないか、我々は確認しながら審査していくべきだと思います。

議 長 その他ござりますか。

(その他発言なし)

議 長 それでは採決いたします。第 64 号議案農地法第 3 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 65 号議案農地法第 4 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 5 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

秋 山 今月の申請案件は、地区長上、整理番号 53 番外 5 件でございます。転用目的別の内訳は、農家住宅関連が 1 件、住宅関連が 3 件、貸駐車場が 1 件、営農型太陽光発電が 1 件でございます。農地区別の内訳は、農用地区内農地が 1 件、第 2 種農地が 1 件、第 3 種農地が 5 件でございます。なお、是正案件は、53 番、54 番、57 番です。

また、駐車場や資材置場等の建築行為を伴わない申請について、その申請地が経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていないことを確認しております。説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に統いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。初めに、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡 瀬 蒲・和田・長上地区調査会です。特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

- 議長 続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願ひします。
- 平尾 積志地区調査会にて協議しましたが、特に問題はありませんでした。
- 議長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願ひします。
- 袴田 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願ひします。
- 中安 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願ひします。
- 森島 中瀬・赤佐・龜玉地区調査会において協議しました。問題ありません。
- 議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。
- (森島委員 挙手)
- 議長 はい、森島委員。
- 森島 是正措置の対応について伺います。今回の農地法4条の案件に3件のは正案件があります。私の認識では農地法違反の案件については、全ては正措置で対応すると理解していましたが、必ずしもそうではないという判断があると伺いました。事務局の皆さんの認識を教えていただきたいです。
- 石川 浜北農地利用グループの石川です。は正案件について先日森島委員から質問されましたので、事務局内で話し合いをいたしました。事務局の見解としましては、今ある状態から手を加える場合、例えば砂利が敷いてあり申請内容は住宅建築の場合などは、は正案件として取り扱いません。一方、砂利が敷いてありそのまま手を加えずに駐車場として使用する場合は、は正案件として取り扱います。ただ、調査員さんが現地調査した際に、現地が農地の状況ではなかった場合は、は正案件として取り扱わなくとも、調査会の中で現地の状況をそのままご報告いただきたいと思います。
- 森島 手を加えられたものについてはは正を求めるという理解です。砂利を取ったりする議論は無しにしてそのままで良いという理解でいいのでしょうか。砂利が敷いてある場合と、コンクリートの一部が残っている場合についてのみに限定して話をしたいと思います。
- 石川 申請が提出された時点の現場に手を加えて形状が変わるものについては、は正案件ではないという取り扱いです。申請目的が今ある状態のまま使用するものは、は正案件として取り扱います。コンクリートの場合、一旦農地に戻す指示をするといった議論ではないということをご理解いただきたいと思います。
- 森島 存在する物については取るとも直せとも言わず、そのまま通っていくということですね。逆に手を加えられてもいいような状態で申請が出ればは正を求める。結局、は正を求めるところがどこにあるのかがわかりません。
- 石川 申請の中ではは正申請なのかのお話をさせていただいております。農地復元という言葉に変えればわかりやすいかもしれません。農地復元を求めるかどうかの話はしていません。申請に対して許可が出るものであれば、農地復元は求めずにそこからさらに手を加えられるものについては、は正案件としては取り扱わないという説明になります。

- 森 島 それでは、農地法の無断転用があり、我々が是正を求める案件について具体的に教えてください。
- 石 川 是正を求めるということは農地復元の指示を出すということでしょうか。
- 森 島 例えば、今回の案件の 53 番だと、手を加えられる状況であれば是正を求めなくていいという理解であると、53 番はどうして是正になっているのかということです。
- 石 川 53 番は既に建物が建っていて申請目的が宅地の場合は、是正案件として取り扱っていくという意味です。
- 森 島 私だけ議論していて申し訳ないですが、各調査会でしっかり理解して進めるべきだと思います。以上です。
- 議 長 その他ございますか。
(足立委員 挙手)
- 議 長 はい、足立委員。
- 足 立 今の案件ですが、農地に砂利を敷いて何年も農地復元するように言っていますが変わりません。そこで転用申請が出てきた場合はどのように対応すればよろしいですか。
- 縣 砂利を敷いていて駐車場の農地転用申請があった場合、追認で許可を認めていくことになると思います。追認というのは、農地法違反があった農地を適法にしていくということです。
- 森 島 追認を是正と言っていたと思うのですが。
- 縣 是正になります。
- 木 下 足立委員のご質問は違反転用についてですので、是正案件とは切り離して考えていただきたいです。森島委員の是正案件については、出てきた申請が是正案件かの判断になります。是正案件については石川が説明した通りになります。是正については事務局で整理をして調査会でご報告いたします。
- 議 長 只今の森島委員と足立委員からのご発言については、事務局から後日しっかりとご説明することによろしいでしょうか。
- 森 島 はい。
- 議 長 その他ございますか。
(その他発言なし)
- 議 長 それでは採決いたします。第 65 号議案農地法第 4 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 异議ないものと認め、承認することといたします。
- 次に、第 66 号議案事業計画変更承認申請についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。
- 木 下 それでは、議案 7 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)
- 石 川 今月の申請は、当初の計画を全て変更する全部承継が 2 件でございます。
議案 7 ページ、地区積志、整理番号 15 番について説明いたします。申請人は、当初の

石川 転用事業者である [REDACTED]、承継者である [REDACTED] でございます。申請に至った経緯でございますが、当初の計画では、[REDACTED] に農地法第 5 条許可を受け、自己用住宅を建築し転居する予定でしたが、その後仕事の都合で三重県に転勤となり建築を断念いたしました。承継者の [REDACTED] は浜松市内に営業所を設け [REDACTED] をしており、線引き前宅地である申請地に建売住宅を建てるために承継したく、申請するものです。申請地である東区有玉北町の畠は、[REDACTED] に位置する農地でございます。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40% を超えているため、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。承継後の転用計画は、申請地に 53.82 m² の建売住宅を建築するもので、配置計画から見て転用面積は適當と認められます。敷地の外周には見切工を行い、雑排水は公共下水道へ放流する計画となっております。当初の許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、それぞれの転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。なお、事業計画変更後の 5 条申請につきまして、議案 12 ページ、整理番号 619 番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願ひいたします。

続きまして、議案 7 ページ、地区新津、整理番号 16 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である [REDACTED]、承継者である [REDACTED] でございます。申請に至った経緯でございますが、当初の計画では、[REDACTED] に農地法第 5 条許可を受け、貸家住宅 2 棟を建築し、当時営んでいた建築業に従事する従業員に貸し出しする予定でしたが、その後、経営状況が悪化したことにより事業を縮小せざるを得なくなり建築を断念いたしました。承継者の [REDACTED] は家族が増えたこともあり自己用住宅の建築の計画をしており、現在の自宅の東側隣接地である申請地に自己用住宅を建てるために承継したく、申請するものです。申請地である中区法枝町の畠は、[REDACTED] に位置する農地でございます。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40% を超えているため、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。承継後の転用計画は、申請地に 50.23 m² の自己用住宅とカーポートを建築するもので、配置計画から見て転用面積は適當と認められます。敷地の外周には見切工を行い、排水は公共下水道、雨水は道路側溝へ放流する計画となっております。当初の許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、それぞれの転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。なお、事業計画変更後の 5 条申請につきまして、議案 16 ページ、整理番号 642 番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願ひいたします。説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたら、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議長 それでは、第 66 号議案事業計画変更承認申請については、原案どおり承認することに

議長 ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 67 号議案農地法第 5 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案 9 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

石川 今月の申請案件は、地区中央、整理番号 605 番外 68 件でございます。転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が 1 件、自己用・共同住宅関連が 39 件、事業用の建物関連が 1 件、駐車場、資材置場等事業用のその他施設への転用が 6 件、太陽光発電が 7 件、営農型太陽光発電が 6 件、一時転用が 9 件でございます。また、農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 15 件、第 1 種農地が 8 件、第 2 種農地が 9 件、第 3 種農地が 37 件でございます。なお、是正案件は整理番号 608 番、636 番、653 番、657 番、662 番、663 番の 6 件でございます。また、駐車場や資材置場等の建築行為を伴わない申請につきまして、その申請地が経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていないことを確認しております。それでは、整理番号に丸を付した案件について、説明いたします。

議案 10 ページ、地区笠井、整理番号 611 番をお願いします。東区笠井新田町の田畠 10 筆、東区豊町の畠 1 筆の合計 7,155 m²について、砂利採取をしたいという申請でございます。申請者は、浜北区 [REDACTED] に本店を置き、[REDACTED] を営む法人です。この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から 2 年間の一時転用申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED] [REDACTED] に位置する農地です。申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である 3 年以内の一時転用に該当いたします。本事業は、申請地の内 4,491 m²を砂利採取場、2,664 m²を表土置場として使用する計画であり、1:1.5 の安定勾配で掘削し、掘削面積 2,119 m²、最大掘削深 5m、総掘削量は 5,027 m³を予定しております。工事期間中は、2m から 5m の保安距離を確保し、表土の流出を防ぐとともに、外周には、防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、土地所有者が水稻、ニンジン、キャベツ、サツマイモを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業事前審査意見書の措置報告書の提出を受けていること、地元自治会との協議が完了していることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 18 ページ、地区細江、整理番号 658 番をお願いします。北区細江町中川の畠 7 筆、3,718 m²について、残土置場、資材置場を設けたいという申請でございます。申請者は、北区引佐町井伊谷に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。浜松市から下水道工事を受注したため、工事で発生する残土や、必要となる資材の置場を工事現場隣に確保したく、7 ヶ月間の一時転用申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED]

[REDACTED]に位置する農地です。申請地の農地区分は農用地区域内農地ですが、不許可の例外規定である 3 年以内の一時転用に該当します。本転用事業は、仮設トイレ、残土置場、資材置場を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適當と思われます。申請地の周囲にはフェンスを設置する計画であること、雨水排水は自然浸透させ、余剰分は隣接する水路へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、事業完了後には土地所有者が大根、なすを耕作する計画であることを、耕作管理計画書にて確認しております。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 18 ページ、地区引佐、整理番号 659 番をお願いします。北区引佐町西久留女木の畑 11 筆、19,302 m²について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。申請者は、愛知県碧南市に本社を置き、[REDACTED]を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電事業を行いたく、申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED]

[REDACTED]に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、400W の太陽光パネル 3,960 枚を設置し、発電能力が 1,584kW となる発電設備、緑地を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適當と思われます。申請地の周囲には土堰堤、フェンスを設置する計画であること、雨水排水は自然浸透させ、余剰分は施設内に整備する素掘りの水路からパネル下の調整池に流入させ、放流枠から既設水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、静岡県土採取等規制条例に基づく届出が受理されていること、経済産業省の設備認定を令和 2 年 10 月 14 日付で受けていること、中部電力の接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 20 ページ、地区浜名、整理番号 669 番をお願いします。浜北区平口の畑 2 筆、3,568 m²について、工場・寄宿舎を設けたいという申請でございます。申請者は、浜北区平口に本社を置き、[REDACTED]を営む法人です。事業拡大による受注増加により既存の工場では手狭となり、既存工場の隣接地である本申請地に工場を新設することで、今後の更なる受注増加に対応したく申請に至ったものでございます。また、寄宿舎に関しては、工場周囲に借家住宅が少なく、遠方に居住し、自動車通勤もできない従業員に対応するために申請するものでございます。申請地は、[REDACTED]

[REDACTED]に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40% を超えているため、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、工場、寄宿舎、駐車場、緑地、調整池、水路を新設する計画であり、配置計画からみて転用面積は適當と思われます。申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切壁を設置する計画であること、雨水排水は敷地内側溝から調整池に流入さ

石川 せ、道路側溝へ制限放流し、汚水雑排水は合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準とともに満たすものであり、許可相当であると考えます。説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡瀬 蒲・和田・長上地区調査会で協議しました結果、別に問題ありませんでした。

議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。

中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、特に問題ございませんでしたが、先ほど挨拶で申し上げたように、整理番号 611 番の砂利採取ですが、調査会で説明していただいた時に営農計画について確認しました。法人と稻作農家が 45 a の農地を借りて営農を希望していて、農地復元後に耕作していただく計画になっていることをご報告申し上げます。

続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平尾 積志地区調査会ですが、協議の結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はないという報告を受けております。

続いて、湖東地区調査会の江間委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はないという報告を受けております。

続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中村 庄内地区調査会において協議しましたが、特に問題はありませんでした、

議長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横井 篠原・舞阪地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足立 634、635、636 番について芳川・飯田地区調査会の結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴田 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根木 新津・可美地区調査会において、特に問題はありませんでした、

議長 続いて、三方原地区調査会の内山委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はございませんでしたという報告を受けております。

続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願ひします。

山 中 細江地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願ひします。

杉 山 引佐地区調査会です。整理番号 659 番の案件ですが、約 2 町歩という大きな面積の太陽光です。本来であれば聞き取り調査を行いますが、今回の申請者が愛知県の事業者で緊急事態宣言ということもあり、聞き取り調査は行えませんでした。そのため、現地調査を行いました。現地は数年前まで花木を作っていた形跡がありましたが、今は耕作放棄地です。周辺農地も耕作放棄地です。また現地は斜面地となっております。切土や盛土や排水計画など疑義のある点が多数ありましたので、申請者に質問書を出しまして調査会までに回答をいただきました。その回答を確認しまして、大きな面積の傾斜地のため土砂崩れや排水の心配がありました。市の土木部等の関係部署と協議しているということを聞きまして、調査会としては問題なしという判断をいたしました。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願ひします。

後 藤 三ヶ日調査会です。整理番号 661 番ですが、営農型太陽光ということで以前から話し合いをしている案件です。先月申請者を呼んで聞き取りと話し合いを行い、今月申請が提出されました。今回の申請地は申請者の宅地周辺の農地で、下部農地ではみかんの苗木を作付けするという計画です。毎年生長具合を確認することと、周辺農地からの影響で発電能力が落ちる可能性があることを了承してもらい、承認することといたしました。その他も問題ございませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願ひします。

中 安 浜名・北浜地区調査会にて審議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 最後に、中瀬・赤佐・麓玉地区調査会の森島委員からお願ひします。

森 島 中瀬・赤佐・麓玉地区調査会です。[REDACTED] の案件ですが、3 条での貸借の更新についての議論があります。[REDACTED] の仕事ぶりや、現状での生育具合を調査員や事務局にも確認してもらいました。調査会に [REDACTED] から 4 人参加してもらい、真剣に対応してもらっていることはわかりましたが、生育状況にムラがあると調査員から指摘がございました。良いものにしていくためにお互いに議論をいたしました。長い聞き取りになりましたが、私としては [REDACTED] に喜んでもらっていると感じています。厳しいことを言うと嫌われたり、法律的な問題になったりすると心配もありましたが、今回ことで良いものを作ろうという論点では喧嘩事にはならないと感じているところです。他の案件も問題ありません。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 担当調査会長には申し訳ないですが引佐の案件です。申請者が遠方ということで聞き取りがどうなったのか、具体的にどうだったのかということを聞き漏らしましたので、

森 島 もう一度教えていただければと思います。

議 長 事務局お願ひします。

加 茂 北部農地利用グループ加茂と申します。結論から申し上げますと、調査会にはご出席いただきておりません。ご出席を求めなかつた理由としましては、緊急事態宣言下であり県を跨いだ行動を制限されているためです。聞き取り調査を行わなかつたため、通常調査員にのみ送付している調査書を、農業委員と農地利用最適化推進委員にも送付し、事前に現地調査を行いました。現地調査で出たご意見やご質問を事務局で取りまとめて事業者に送付し、調査会までに回答をいただくように依頼いたしました。後日、返信された回答書の内容を調査会で事務局から報告させていただきました。その後の流れは杉山委員からの報告の通りです。

森 島 ありがとうございます。コロナ禍ということもあり県を跨いだ移動はご遠慮いただきたいということですね。私の調査会でも同様の案件が出た場合、どのように対応するか悩ましいなと感じました。特に事業者が遠いということは、目に見えにくくなるという思いがあります。近くの事業者であればいつでも話ができるという部分がありますが、遠い事業者の場合どのようにカバーしていくかが重要で、今回のような対応はひとつの戦術だと思います。これから事業者の行動範囲は広がっていくと思うので、今後もこのような案件があると思います。我々農業委員も自分の調査会で同じような状況になった場合の対応方法を考えておくことが大事だと思います。

議 長 その他ございますか。

(足立委員 挙手)

議 長 はい、足立委員。

足 立 一時転用の許可期間についてですが、青地は3年で白地は5年だと思います。整理番号661番は10年の一時転用となっていますがどのような根拠でしょうか。

議 長 事務局お願ひします。

縣 農地調整グループ長の縣です。三ヶ日の661番ですが、こちらは営農型太陽光発電の申請のため10年となります。10年の理由ですが、営農型太陽光発電に関しまして、今まで3年間の許可となっていましたが、電力買取制度の条件の関係で10年間の許可が必要になりました。パネルの下部農地の耕作者が認定農業者であれば10年間の許可になります、本案件の[REDACTED]は認定農業者ですので10年間の許可となります。

足 立 ありがとうございます。今後、そのような許可制度に関する内容は、説明に付け加えていただければと思います。

議 長 その他ございますか。

(その他発言なし)

議 長 それでは採決いたします。第67号議案農地法第5条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 异議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第68号議案非農地証明についてを上程いたします。事務局から説明をお願いし

議長 ます。

木下 それでは、議案 23 ページをご覧ください。

(議案を読み上げる)

石川 今月の申請案件は、地区天竜、整理番号 22 番外 1 件でございます。それでは説明いたします。

地区天竜、整理番号 22 番の申請地は、斜面地で農地の法面保護のため、昭和 25 年頃に植林されたものです。

地区天竜、整理番号 23 番の申請地は、昭和 30 年頃に物置が建築され宅地利用されていたものと、斜面地と窪地により耕作困難のため、平成元年頃に植林されたものです。説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 68 号議案非農地証明については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 69 号議案農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案 25 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

富永 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和 3 年度第 6 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和 3 年 9 月 17 日となります。2 枚めくって頂きまして、農用地利用集積利用権等設定内訳表をご覧ください。合計 225 筆、196,889 m² の内訳でございます。今月は、笠井地区での 6 筆をはじめとして、計 23 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 21 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、23 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。1 ページの 1 番、2 番をご覧ください。██████████ です。とびあ浜松農協北営農センター主催のパセリ栽培に関するカリキュラムを修了し、今回の申請に至りました。東区安間町 ███████ 外 1 筆の畑、計 1,875 m² を借り受け、パセリの栽培を予定しております。

次に、9 ページの 12 番をご覧ください。██████████ です。代表取締役の ███████ が広島市西区の ███████ でレモン栽培を学び、今回の申請に至りました。北区都田町 ███████ の畑、2,110 m² を借り受け、レモンの栽培を予定しております。

次に、9 ページの 1 番から 11 番、17 ページから 21 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 41 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県

富 永 知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

次に 23 ページの 1 番をご覧ください。農地売買等事業の買入協議制度による静岡県農業振興公社に対する所有権移転が 1 筆ございます。買入協議制度は、農地所有者から農業委員会に農地を売り渡したいという申し出があった際、認定農業者等に農地集積を促進する観点から農業振興公社が一旦買い入れた方が良いと判断される農地について公社が買い入れを行うものです。売り手は [REDACTED]、対象農地は北区三ヶ日町下尾奈 [REDACTED]、面積 11,704 m²です。買い手は今後市が公社にあっせんし決定します。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたら、各調査会における補足説明等はございませんか。

(補足説明なし)

議 長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それではご意見等もないようですので、第 69 号議案農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 异議ないものと認め、承認することといたします。

次に、報告事項の第 57 号から第 64 号までを、事務局から報告をお願いします。

木 下 (報告事項)

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願ひいたします。

森 島 ・農業経営基盤強化促進法の市の基本構想の見直しについて
・利害関係を有しない農業委員の活動改善について

議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願ひいたします。

齊 藤 ・西部農業委員会協議会研修会について

今後の会議予定

・第 10 回浜松市農業委員会総会

日時 令和 3 年 10 月 15 日 (金) 午後 2 時 30 分～

場所 みをつくし文化センター 2 階 大研修室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 9 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 3 時 50 分

以上、議事の正確さを期すため署名する

令和 3 年 10 月 15 日 (金)

会長 松島 好則

委員 横井 典行

委員 足立 侑律